

## いじめを速やかに解消した事例12（高等学校第2学年女子）

### ～ 全教職員による組織的な対応～

#### 問題の把握

女子生徒Aは、5月の連休明けから病欠が続いた。クラス内で他の生徒から冷やかしかからかいのいじめを受けていることをAの保護者が担任に訴えたことにより、いじめの事実が発覚した。担任がAに確認したところ、いじめは2学年に進級し、友人関係が変化した頃から始まっていた。

#### 対応状況

##### 【認知直後・5月11日】

校長は当該事例について、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することを指示  
学年主任及び担任は、A宅へ家庭訪問。A及び保護者に対し、学校の指導方針について説明し、協力を要請

教育相談・特別支援委員会は、Aの支援プランを作成するとともに、加害生徒への対応策を検討

##### 【5月中旬】

担任はAに対し、保健室登校を提案し、Aの心理的不安を解消

2学年団は加害生徒に対し、面談指導。学年主任及び担任は加害生徒の保護者に指導の経過を説明し、協力を要請

生徒指導部長は全校集会において、いじめは絶対に許されないことを指導

##### 【5月下旬】

Aは保健室登校を開始。養護教諭を中心に心理的不安の解消を図るとともに、教科担任が学習をサポート

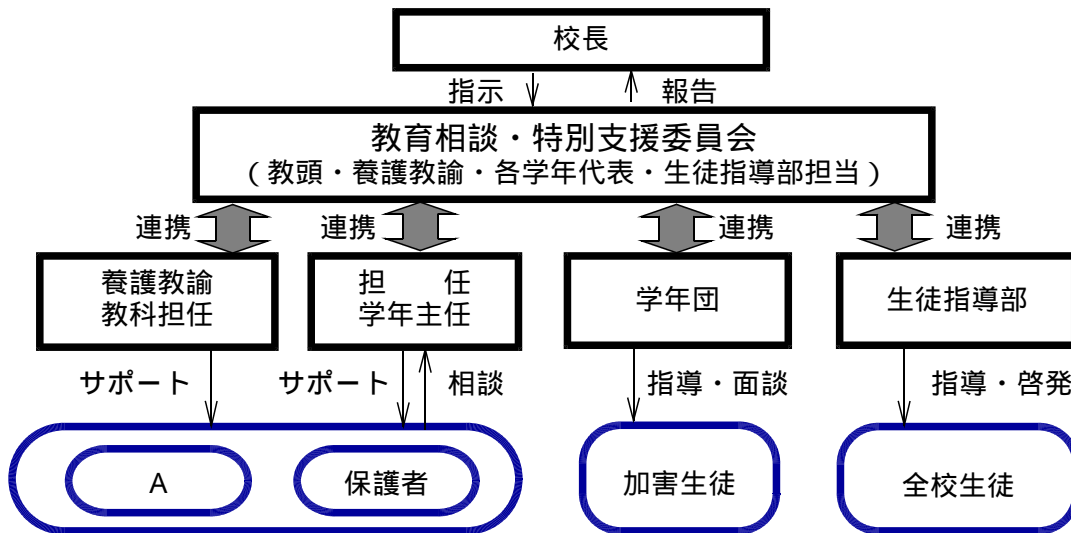
担任はAと親しい生徒に対し、AのHR内でのケアについて協力を依頼するなど、HRの受入体制を構築

学年主任はAの保護者に、Aの学校の様子や行動の変化などを随時連絡

2学年団は加害生徒に対し、継続した面談指導を実施

上記の組織的な取組により、Aはいじめの認知から10日間程度で通常の学校生活に復帰した。

5月末にはいじめは完全に解消したと判断することができた。



#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・管理職のリーダーシップのもと、全教職員が速やかに情報を共有し、いじめの解消に向けた取組を組織的に進めること。
- ・被害生徒及び保護者の心情に配慮した対応を心がけること。
- ・加害生徒に対し、いじめを繰り返すことがないよう継続した指導を行うとともに、全校生徒に対し、「いじめは絶対に許されない」という規範意識を醸成すること。